

指定試験項目一覧

I 製品試験

- (1) JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法
- (2) JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法
- (3) JIS A 1101 コンクリートのスランプ試験方法
- (4) JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法 - 空気室圧力方法
- (5) JIS A 5308 レディーミクストコンクリート 10.6 塩化物含有量
- (6) JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）

II 設備管理試験

- (7) JIS Q 1011 分野別認証指針（レディーミクストコンクリート）附属書 A（規定）表 A.4 1.e 2) 材料計量装置
- (8) JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法（ミキサ練混ぜ性能）
- (9) JIS A 5308 レディーミクストコンクリート 9.1.4 運搬車 a)
- (10) JIS B 7721 引張試験機・圧縮試験機一力計測系の校正方法及び検証方法
- (11) ZKT-304 電子式非自動はかりの校正方法
- (12) ZKT-305 ガラス製温度計及びデジタル式温度計の校正方法
- (13) ZKT-301 塩分含有量測定器の検査方法
- (14) ZKT-208 アンボンドキャッピングに用いるゴム硬さ試験機の検査方法

III 材料受入管理試験

- (15) JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法
- (16) JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法
- (17) JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法
- (18) JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法
- (19) JIS A 1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法
- (20) JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法
- (21) ZKT-114 骨材に含まれる密度 1.95g/cm^3 の液体に浮く粒子の試験方法
—ポリタンクスチレン酸ナトリウム溶液を用いる方法—
- (22) JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法
- (23) JIS A 5005 コンクリート用碎石及び碎砂 7.6 粒形判定実積率試験
- (24) JIS A 5308 レディーミクストコンクリート 附属書 JA(規定) JA.10 p) 骨材の塩化物量試験
- (25) JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法
- (26) JIS A 1122 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法
- (27) JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）
- (28) JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）
- (29) JIS A 1804 コンクリート生産工程管理用試験方法—骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）
- (30) JIS R 5201 セメントの物理試験方法 11 強さ試験（圧縮強さ）
- (31) JIS A 5308 レディーミクストコンクリート 附属書 JC(規定) JC.7 水の試験方法

IV 品質性能試験

- (32) JIS A 1149 コンクリートの静弾性係数試験方法
- (33) JIS A 1129-1 ~ -3 モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法
- (34) JIS A 1113 コンクリートの割裂引張強度試験方法

全国生コンクリート工業組合連合会
全国生コンクリート協同組合連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-26-9 グランビル 4F
TEL.03-3553-7231 (代表) FAX.03-3553-9590
ホームページ : <https://www.zennama.or.jp/>



なみんちゃん



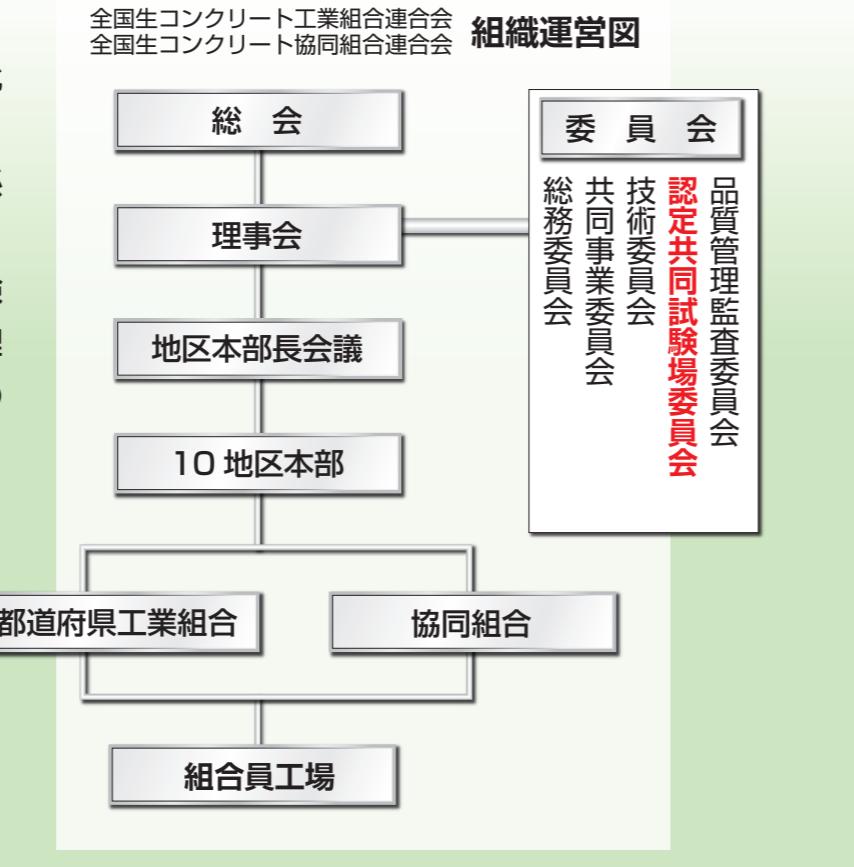
共同試験場認定制度と 認定共同試験場

全国生コンクリート工業組合連合会
全国生コンクリート協同組合連合会



認定共同試験場をご活用ください！

認定共同試験場はその名の示すように、生コンクリート工場の品質管理業務を共同事業化することによる工場合理化の一つです。生コンクリート工場における重要な試験関係業務が、多くの労力と費用を要しています。工場の品質管理試験の大部分を認定共同試験場において実施することで、適正な要員合理化を実現させることができが目的で設立されたものです。



- ・高度な技術と設備で安心をお届けします。
- ・厳正かつ中立的立場で公正な試験を実施いたします。

認定共同試験場の現状

認定共同試験場は、JIS Q 1011 分野別認証指針（レディーミクストコンクリート）において、“公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力をもつ第三者試験機関（以下、第三者試験機関という。）”として認められております。また、全国の生コンクリート工業組合で実施されている、品質管理監査制度の検査機関として位置づけられている試験場も多く、業界における厳正な中立機関として位置付けられています。今後も、認定共同試験場の中立性、透明性、公正性を保ち、第三者試験機関としての立場を堅持するとともに JIS Q 17025 への適合と技術力の向上に努めて参ります。

〈JIS Q 1011 における第三者機関の定義〉

JIS Q 17025 のうち該当する部分に適合していることを自らが証明している試験機関であり、かつ、次のいずれかとする。

- 1) 国公立の試験機関
- 2) (公社), (公財), (一社), (一財) の法人に関する法律に基づいて設立された法人の試験機関
- 3) その他、これらと同等以上の能力のある機関

注記：例えば、全国生コンクリート工業組合連合会が認定した共同試験場などがある。



試験場の認定制度

試験場が「第三者機関」として、生コンクリート工場から管理試験を受託するにあたっては、試験設備や試験方法の適合性や公正な試験管理がなされているかが重要になります。

そのため、全国生コンクリート工業組合連合会では、試験場の適正な運営を確保することを目的に、試験場の認定制度を定めています。

認定共同試験場では、この認定制度に基づき、全国生コンクリート工業組合連合会が実施する立入審査（更新審査）及び書類審査（認定維持審査）を定期的に受審し、技術力の維持・向上、また公正な運営に務めています。

認定制度の運用は、全国生コンクリート工業組合連合会が設置した「認定共同試験場委員会」が行っています。この委員会では、認定共同試験場の適正な運営に欠かせない、共通試験、研修会なども提供しています。

試験場の認定状況については、定期的に経済産業省産業技術環境局の担当部署に報告しています。

